

## 港湾雇用安定等計画の進捗状況等について

計画（平成26年4月施行）の概要	実績	達成状況等
<p><b>1. 計画の基本的な考え方</b></p> <p><b>(1) 計画のねらい</b></p> <p>○ この計画は、6大港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾）における港湾労働者に係る労働力需給調整、雇用改善、能力の開発・向上に関し、国、都府県、港湾労働者雇用安定センター（以下「センター」という。）、事業主及び事業主団体が講ずべき措置の指針を示すものである。</p> <p><b>(2) 計画の背景と課題</b></p> <p>イ 港湾労働者の雇用改善及び能力開発・向上の現状</p> <p>○ 港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴（港湾運送の波動性）を有しており、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にある。企業外労働力として日雇労働者に依存することは労働者の雇用の安定上も問題があるだけでなく、その就労に際し、第三者が不当に介入する弊害も生ずる恐れがある。</p> <p>また、港湾運送事業主には、中小企業が多いこともあり、他の産業に比して、雇用改善、能力開発について、なお改善の余地のある状況にある。</p> <p>ロ 今後の港湾労働対策の課題</p> <p>○ 上記に加え、規制改革の影響や、貨物輸送のコンテナ化等の近代的荷役の進展など、近年、港湾労働を取り巻く環境が大きく変化している。港湾労働者自身が高度な技能・技術を習得することはもちろん、港湾運送事業主においても高度な技能労働者を確保することが課題となっている。</p> <p>○ 今後の港湾労働対策においては、「港湾労働者派遣制度」の適切な運営及び有効活用の促進、港湾労働を取り巻く環境</p>	<p>・荷役の波動性の状況として、就労延べ人員の「ピーク日」と「ボトム日」の差については、6大港平均で289人日（平成25年港湾運送事業雇用実態調査）。</p> <p>・週休二日制導入状況については、87.4%（平成25年港湾運送事業雇用実態調査）。</p> <p>・退職金制度導入状況については、88.5%（平成25年港湾運送事業雇用実態調査）。</p> <p>・実労働時間の変遷 <b>【参考資料1のP1】</b></p> <p>・月間所定労働時間の変遷 <b>【参考資料1のP1】</b></p> <p>・月間所定外労働時間の変遷 <b>【参考資料1のP1】</b></p> <p>・1月あたり賃金の変遷 <b>【参考資料1のP1】</b></p> <p>・6大港におけるコンテナ化率 <b>【参考資料1のP2】</b></p>	

の変化に的確に対応した港湾労働者の雇用改善、能力開発及び向上を促進するための施策の推進等を通じて、引き続き港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図っていくことが重要である。

### (3) 計画の期間

- 計画の期間は、平成26年度から平成30年度までとする。

## 2. 港湾労働者の雇用の動向に関する事項

### (1) 港湾運送量の動向

- 6大港の船舶積卸量は、平成21年度以降増加傾向にあり、平成23年度においては、668百万トン。これに占めるコンテナ貨物の割合は、69.2%。

・船舶積卸量

【参考資料1のP2】

### (2) 港湾労働者の雇用の動向

- 6大港における常用港湾労働者数は、平成14年度以降増加傾向にあり、平成24年度においては、32,619人。
- 6大港における常用港湾労働者の月間平均就労延日数は、港湾労働者の企業常用化の推進により、平成24年度においては、約5万4千人日（港湾労働者派遣制度による就労人日を含む。）であり、全体の96.8%を占める。

・常用港湾労働者数

【参考資料1のP3】

・月間平均就労延日数

【参考資料1のP3】

## 3. 労働力の需給調整の目標に関する事項

### (1) 労働力需給調整の目標

- 港湾における荷役作業については、今後とも、各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とし、企業外労働力としては港湾労働者派遣制度による他の事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とすることについて徹底を図ることにより、港湾労働者の常用化を更に推進するとともに、常用労働者の雇用の安定に一層努める。

・月間平均就労日数（再掲）

### (2) 労働力需給調整に関して講ずべき措置

イ 国及び都府県が講ずる措置

○ 事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行うことにより、港湾荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者によって処理することを原則とする港湾労働法の趣旨及び目的の更なる周知徹底を図る。

○ 港湾労働者派遣制度の適正な運営・有効活用の促進及び雇用秩序維持対策を講ずることにより、常用労働者の就労の機会を確保し、その雇用の安定を図る。

○ 事業主が求める人材及び日雇い労働者が有する技能・経験等のマッチングが各港湾の固有の事情に応じて円滑に図られるよう、事業主・事業主団体とも連携しつつ、公共職業安定所による適格な紹介の実施に向けた機能の充実・強化を図る。

また、各事業主における直接雇用の日雇労働者の利用状況の的確な把握に引き続き努め、多数使用する事業主に対しては、雇用管理に関する勧告を含め、必要な指導を行い、直接雇用の日雇労働者の月間平均就労延日数の減少に更に努める。

○ 港湾労働法遵守強化旬間等を通じて、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、雇用秩序連絡会議の積極的開催、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、効果的な現場パトロール及び立入検査の実施、雇用管理に関する適時適切な勧告等を引き続き実施することにより、違法就労の防止を図る。

また、労働者派遣法又は職業安定法に違反する形態による労働力の需給調整については、その是正指導及び防止の更なる徹底を図る。

・国の政策評価として、港湾労働者派遣事業における派遣あっせんによる派遣成立の目標83%以上。

**【参考資料1のP4】**

平成21年度	64.2%
平成22年度	84.9%
平成23年度	87.1%
平成24年度	91.4%
平成25年度	93.3%
平成26年度	91.8%
平成27年度	86.4%
平成28年度	87.3%

・直接雇用の日雇労働者の就労状況（括弧内は就労割合）

平成21年度	11,705人日	(2.2%)
平成22年度	13,654人日	(2.5%)
平成23年度	14,267人日	(2.5%)
平成24年度	15,692人日	(2.8%)
平成25年度	15,816人日	(2.8%)
平成26年度	14,440人日	(2.6%)
平成27年度	15,061人日	(2.7%)
平成28年度	15,016人日	(2.7%)

・平成20年度における雇用秩序連絡会議の実施回数は6大港全体で11回。平成28年度については、9回の開催。

**【参考資料1のP9】**

・現場パトロール実施事業所数【参考資料1のP6】

平成21年	1,821事業所
平成22年	2,561事業所
平成23年	2,908事業所
平成24年	2,852事業所
平成25年	3,070事業所
平成26年	3,017事業所
平成27年	2,890事業所

・国の目標としては達成。

**【達成理由】**

雇用保険二事業において、派遣のあっせんによる派遣成立の目標を83%以上とし、安定センターにおいて、積極的に労働力の需給の調整に関する情報収集、整理等を行いあっせんを行った結果目標を達成。

・引き続き実施。今後も、業務統計にて実績を把握し、就労状況の推移について注視していくこととする。

・適切に実施。引き続き実施していくこととする。

・引き続き実施

※平成21年までは、2,000事業所前後のパトロールであったが、特に東京港、横浜港、神戸港、関門港にて重点的に取組んでおり、平成28年には2,779所のパトロールを実施しているところ。

○ 公共職業安定所においては、常用労働者に係る適格な紹介の実施、求人・求職情報の積極的な提供等を行うとともに、事業主が求める人材及び日雇労働者が有する技能・経験等のマッチングが各港湾における固有の事情に応じて円滑に図られるよう、事業主及び事業主団体とも連携しつつ日雇労働者の求職の動向等の的確な把握に努め、公共職業安定所の紹介による必要な労働力の確保に努める。

○ 港湾労働雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

○ 共同受注・共同就労を基準に照らし適正な請負として実施すべきことについて、事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行う。

ロ センターが講ずる措置

○ 業務の具体的内容、求められる技能等に関するあっせん申込み内容をきめ細やかに収集・確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、そのあっせん機能の充実及び強化を行う。

平成28年：2,779事業所  
・事業所訪問指導及び立入検査の実施状況

【参考資料1のP6】

平成21年：1,796事業所  
平成22年：1,182事業所  
平成23年：1,032事業所  
平成24年：701事業所  
平成25年：653事業所  
平成26年：668事業所  
平成27年：637事業所  
平成28年：671事業所

・安定所紹介就労

平成21年度：251人日（0.1%）  
平成22年度：619人日（0.1%）  
平成23年度：2,592人日（0.5%）  
平成24年度：2,278人日（0.4%）  
平成25年度：1,947人日（0.3%）  
平成26年度：1,969人日（0.3%）  
平成27年度：1,986人日（0.4%）  
平成28年度：1,805人日（0.3%）

・適宜連携をとりながら指導している。

・適宜連携をとりながら指導している。

なお、事業所訪問等を通じ、必要な指導を実施している。

・国の政策評価として、港湾労働者派遣事業における派遣あっせんによる派遣成立の目標83%以上（再掲）

平成21年度：64.2%  
平成22年度：84.9%  
平成23年度：87.1%  
平成24年度：91.4%  
平成25年度：93.3%  
平成26年度：91.8%  
平成27年度：86.4%

・適切に実施。引き続き実施していくこととする。

・適切に実施。引き続き実施していくこととする。

・達成。引き続き実施（再掲）。

○ あっせんに係る要請の内容をきめ細やかに確認するとともに、事業主、港湾労働者等に対して、港湾労働者派遣事業に関する相談その他の援助を行う。

ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

○ 公共職業安定所による適格な紹介の実施に向けた機能の充実・強化に係る取組に対して積極的に協力する等、直接雇用の日雇労働者の利用が例外的となるように努める。

○ 港湾労働法に定められた届出、報告等の手続を適正に実施する。

○ 港湾労働者の派遣の送出し又は受入れを求める場合には、センターに対して、具体的な業務内容、必要とされる技能等具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するように努めるとともに、センターが行うあっせんに協力するように努める。

○ 事業主団体は、事業主が講ずる上記措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。

#### 4. 港湾労働者の雇用改善・能力開発を促進するための方策に関する事項

##### (1) 雇用改善を促進するための方策

イ 国が講ずる措置

○ 雇用管理者の選任の徹底等により、事業主の雇用管理の改善の一層の促進を図るとともに、労働基準法等関係法令に

平成28年度：87.3%

・相談実施件数 **【参考資料1のP15】**

平成21年度：2,727件  
 平成22年度：4,017件  
 平成23年度：4,095件  
 平成24年度：3,922件  
 平成25年度：5,493件  
 平成26年度：6,432件  
 平成27年度：7,019件  
 平成28年度：6,550件

・安定所紹介就労（再掲）

平成21年度：251人日（0.1%）  
 平成22年度：619人日（0.1%）  
 平成23年度：2,592人日（0.5%）  
 平成24年度：2,278人日（0.4%）  
 平成25年度：1,947人日（0.3%）  
 平成26年度：1,969人日（0.3%）  
 平成27年度：1,986人日（0.4%）  
 平成28年度：1,805人日（0.3%）

・適正に実施。

・引き続き実施。

・雇用管理者選任状況については、各事業所ごと5年を通じて100%選任している。

・達成。引き続き実施。

定める労働条件の基準の遵守の更なる徹底や労働災害防止計画の計画的な推進等を図るとともに、関係者の協力を得つつ必要な対策が実施されるよう努める。

- 違法就労の防止の観点から、港湾倉庫など港湾区域における港湾労働法等の適用関係については、各港湾の実情を勘案し検討を行う。

ロ センターが講ずる措置

- 港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した雇用管理者研修及び雇用管理の改善に関する相談その他の援助を実施する。

ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

- 日曜・夜間荷役が継続的に行われる場合には、労使間の協議に基づき、交替制勤務の導入等による所定外労働時間の削減等適切な雇用管理の実施を図るほか、港湾貨物運送事業

【参考資料 1 の P 5】

・労働災害発生状況  
(死亡者数)

平成 21 年：10 人  
平成 22 年：5 人  
平成 23 年：10 人

平成 24 年：5 人  
平成 25 年：6 人  
平成 26 年：5 人  
平成 27 年：8 人  
平成 28 年：10 人

※平成 23 年までは「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）」を使用していたが、平成 24 年度から「労働者死傷病報告」を使用することとなった。

平成 23 年度の括弧書きについては、当該報告上の数値。

※死亡者数については、「死亡災害報告」による。

- ・運用の「斉一化」については【資料 5】のとおり

・雇用管理者研修参加人数（括弧内は開催回数）

【参考資料 1 の P 14】

平成 21 年度：887 人（12 回）  
平成 22 年度：879 人（12 回）  
平成 23 年度：490 人（6 回）  
平成 24 年度：434 人（6 回）  
平成 25 年度：435 人（6 回）  
平成 26 年度：409 人（6 回）  
平成 27 年度：422 人（6 回）  
平成 28 年度：386 人（6 回）

- ・日曜・夜間荷役等の増減状況については、以下のとおり  
(平成 25 年港湾運送事業雇用実態調査)。

【参考資料 1 の P 10】

(死傷者数)  
平成 21 年：228 人  
平成 22 年：219 人  
平成 23 年：245 人  
(363 人)

平成 24 年：344 人  
平成 25 年：296 人  
平成 26 年：349 人  
平成 27 年：284 人  
平成 28 年：286 人

・引き続き実施。  
(備考)

平成 23 年は、東日本大震災を直接の起因とする死傷者数を除いている。

- ・平成 30 年度実施予定

・引き続き実施。

労働災害防止協会の活動を通じ、事業主が協力して労働安全衛生対策を講ずる等、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した労働環境の整備に努める。

## (2) 能力開発を促進するための方策

### イ 国が講ずる措置

- ガントリークレーン等の革新荷役機械に係る教育訓練を効果的に実施できるよう、シミュレーターを導入し、ガントリークレーンに加えて当該シミュレーターを活用した新たな講習が行えるよう措置を講じる。

- 港湾短大を始めとする公共職業能力開発施設において、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した職業訓練の効率的な実施に努めるほか、講師の派遣や施設の提供等事業主が行う教育訓練を支援、促進する。

- 港湾技能研修センターにおいて、国により措置されたシミュレーターを活用した講習を実施することにより、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した技能労働者の育成するとともに、港湾労働者に対する相談援助や各種講習を実施するほか、認定職業訓練施設に対する補助金制度を活用すること等による運営基盤の強化、港湾労働者の能力開発・向上に対する事業主の自覚の高揚に努め、事業主に対して同センターの積極的利用を促す。

### ハ 事業主が講ずる措置

大幅に増加している : 0.1%  
 ある程度増加している : 4.0%  
 特に変化なし : 72.5%  
 減少している : 9.1%  
 その他 : 14.3%

### (講師派遣状況)

平成21年度：88名  
 平成22年度：84名  
 平成23年度：27名  
 平成24年度：25名  
 平成25年度：21名  
 平成26年度：22名  
 平成27年度：32名  
 平成28年度：25名

### (施設提供状況)

平成21年度：422件  
 平成22年度：383件  
 平成23年度：340件  
 平成24年度：329件  
 平成25年度：292件  
 平成26年度：222件  
 平成27年度：184件  
 平成28年度：223件

### 【参考資料1のP12】

### ・港湾技能研修センター訓練実施状況

(港湾荷役+クレーン運転)

### 【参考資料1のP13】

平成21年度：1,508人  
 平成22年度：1,067人  
 平成23年度：1,101人  
 平成24年度：1,006人  
 平成25年度：1,020人  
 平成26年度：1,048人  
 平成27年度：1,088人  
 平成28年度：1,223人

※平成22年度以降大幅な予算削減。

・達成  
 港湾技能研修センターにシミュレーターを導入し、平成26年4月から講習を実施している。

・効果的・効率的な教育訓練の実施のため、平成29年度に上記シミュレーターにトランスファークレーンのシミュレーション機能を追加。引き続き実施。

・適切に実施。引き続き実施していくこととする。

・雇用保険二事業において、平成27年度より「相談援助、講習、雇用管理者研修または派遣元責任者講習を利用した実績のある事業所にかかる当年の離職率が、雇用動向調査による前年の全産業の離職率未満となること」というアウトカム目標が加えられた。

- 雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。

#### 5. 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための事項

##### (1) 国が講ずる措置

- 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するために必要な指導を行うとともに、同制度の趣旨の徹底を図る。
- ・ 労働者派遣契約の締結に際して、センターのあっせんを受けることが適当であること
  - ・ 港湾労働者派遣事業は自己の営む港湾運送事業に付随して行うことが適当であること
  - ・ 港湾労働者派遣の役務を専ら特定の者に一方的に提供することを目的として活用すること及び労働者を専ら派遣就業に従事させることは適当ではないこと
  - ・ 港湾労働者派遣制度の対象とする労働者にはあらかじめ本人の同意が必要であること
  - ・ 派遣対象とする労働者が主として従事している業務についてのみ派遣が認められること
  - ・ 派遣先事業主も派遣中の労働者について法に基づく労働安全衛生上の措置等を講じる必要があること
- 港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握に努めるとともに、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を通じて、港湾労働者派遣制度の適正な運営を図るとともに同制度の更なる活用促進のため、派遣労働者が派遣就業する日数の上限緩和について検討する。

・平成25年度の教育訓練実施状況（延べ数）  
 新採時の訓練実施事業所：770所  
 在職者の訓練実施事業所：1,445所  
 （実施形態不問）  
 ・教育訓練の種類としては、「安全衛生」分野が重点的に実施されている傾向と分析  
 25年度：887所  
 （平成25年港湾運送事業雇用実態調査）

・港湾労働者派遣事業の許可の取得率については、平成20年度末現在で、27.95%となっていたところ。  
 ・平成28年度末現在で、28.8%である。

・現場パトロール実施事業所数（再掲）  
 平成21年：1,821事業所  
 平成22年：2,561事業所  
 平成23年：2,908事業所  
 平成24年：2,852事業所  
 平成25年：3,070事業所  
 平成26年：3,017事業所  
 平成27年：2,890事業所  
 平成28年：2,779事業所  
 ・事業所訪問指導及び立入検査の実施状況（再掲）  
 平成21年：1,796事業所  
 平成22年：1,182事業所  
 平成23年：1,032事業所  
 平成24年：701事業所

・引き続き実施  
 新規許可及び有効期間の更新について適正審査等を実施することにより、港湾労働者派遣事業を実施しているところ。

・平成27年3月の港湾労働者専門委員会にて、「六大港全体で、上限の7日を利用している割合がそれほど高いとは言えない状況等から、現段階では、就業日数の上限緩和は行わない」という結論を得た。港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等については、引き続き実施。

○ センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

(2) センターが講ずる措置

○ 港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

○ 労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細やかに確認するとともに、派遣元責任者研修を行うほか、事業主、港湾労働者等に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。

(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置

○ 事業所における港湾労働者の需給の状況に関する具体的かつ詳細な情報を積極的に提供しよう努めるとともに、センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力しよう努める。

○ 港湾労働者派遣制度の許可基準とされている自己の営む港湾運送事業に付随した派遣事業の実施、適正な派遣料金、派遣就業の日数の上限等を遵守するとともに、一定の経験・

平成25年： 653事業所  
平成26年： 668事業所  
平成27年： 637事業所  
平成28年： 671事業所

・適宜連携をとっている。

・派遣元責任者講習参加人数（括弧内は開催回数）  
【参考資料1のP14】

平成21年度：457人（10回）  
平成22年度：384人（10回）  
平成23年度：442人（12回）  
平成24年度：469人（12回）  
平成25年度：473人（12回）  
平成26年度：517人（12回）  
平成27年度：495人（12回）  
平成28年度：504人（12回）

・相談実施件数（再掲）

平成21年度：2, 727件  
平成22年度：4, 017件  
平成23年度：4, 095件  
平成24年度：3, 922件  
平成25年度：5, 493件  
平成26年度：6, 432件  
平成27年度：7, 019件  
平成28年度：6, 550件

・適切に実施。引き続き実施していくこととする。

・適切に実施。引き続き実施していくこととする。

資格を有する者のみを同制度の対象とし、法に基づく労働安全衛生上の措置等を的確に実施する等、港湾労働者派遣制度を制度の趣旨に沿って活用する。

- 事業主団体は、事業主が講ずる上記の措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。